

平成 28 年 2 月 17 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
ラサールロジポート投資法人
代表者名 執行役員 藤原 寿光
(コード番号：3466)

資産運用会社名

ラサール REIT アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 寿光
問合せ先 取締役財務管理本部長 石田 大輔
(TEL. 03-3507-5812)

資金の借入れ及び金利スワップの設定に関するお知らせ

ラサールロジポート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、以下のとおり、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）の実行及び金利スワップの設定をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 資金の借入れ

1. 本借入れの内容

| 区分 | 借入先 | 借入金額 (百万円) | 利率 (注5) (注6) | 借入 実行日 | 借入方法 | 返済期限 (注8) | 返済方法 (注9) | 担保 |
|----|--|---------------|----------------------------------|---------------------|---|---------------------|--------------|------------|
| 短期 | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注1) | 8,300 | 基準金利（全銀協1ヶ月日本円TIBOR）に0.20%を加えた利率 | 平成 28 年 2 月 17 日 | 左記借入先を貸付人とする平成 28 年 2 月 15 日付の個別貸付契約に基づく借入れ | 平成 29 年 2 月 17 日 | 期限一括 弁済 | 無担保 無保証 |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注2) | 4,458 | 基準金利（全銀協1ヶ月日本円TIBOR）に0.20%を加えた利率 | | 平成 29 年 2 月 17 日 | | | |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

| 区分 | 借入先 | 借入金額 (百万円) | 利率 (注5) (注6) | 借入 実行日 | 借入方法 | 返済期限 (注8) | 返済方法 (注9) | 担保 |
|----|--|---------------|---|----------------|---------------------------------------|----------------|--------------|------------|
| 長期 | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注1) | 7,540 | 基準金利(全銀協1ヶ月日本円TIBOR)に0.25%を加えた利率 | 平成28年 2月17日 | 左記借入先を貸付人とする平成28年2月15日付の個別貸付契約に基づく借入れ | 平成31年 2月18日 | 期限一括 弁済 | 無担保 無保証 |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注3) | 6,120 | 基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)に0.30%を加えた利率 (注7) | | | 平成33年 2月17日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注4) | 9,220 | 基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)に0.45%を加えた利率 (注7) | | | 平成35年 2月17日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注4) | 6,190 | 基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)に0.50%を加えた利率 (注7) | | | 平成36年 2月19日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注4) | 4,910 | 基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)に0.525%を加えた利率 (注7) | | | 平成37年 2月17日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注4) | 2,250 | 基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)に0.55%を加えた利率 (注7) | | | 平成38年 2月17日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,540 | 0.42% (固定金利) | | | 平成33年 2月17日 | | |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

| 区分 | 借入先 | 借入金額 (百万円) | 利率 (注5) (注6) | 借入 実行日 | 借入方法 | 返済期限 (注8) | 返済方法 (注9) | 担保 |
|----|---------------|---------------|--------------------|----------------|---|----------------|--------------|------------|
| 長期 | 株式会社日本政策投資銀行 | 3,080 | 0.42% (固定金利) | 平成28年 2月17日 | 左記借入先 を貸付人と する平成28 年2月15日 付の個別貸 付契約に基 づく借入れ | 平成33年 2月17日 | 期限一括 弁済 | 無担保 無保証 |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,170 | 0.68% (固定金利) | | | 平成35年 2月17日 | | |
| | 株式会社日本政策投資銀行 | 2,720 | 0.68% (固定金利) | | | 平成35年 2月17日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,870 | 0.79% (固定金利) | | | 平成36年 2月19日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 4,160 | 0.89% (固定金利) | | | 平成37年 2月17日 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,510 | 0.98% (固定金利) | | | 平成38年 2月17日 | | |

(注1) 協調融資団は、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行及び株式会社福岡銀行より組成されます。

(注2) 協調融資団は、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行より組成されます。

(注3) 協調融資団は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行及び株式会社福岡銀行より組成されます。

(注4) 協調融資団は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社より組成されます。

(注5) 借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

(注6) 利払日は、短期借入金及び長期借入金のうち平成31年2月18日を返済期限とするものについては、平成28年2月末日を初回として、その後元本弁済日までの期間における毎月末日及び元本返済期限（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。長期借入金のうち平成31年2月18日を返済期限とするもの以外については、平成28年2月末日を初回として、以後毎年2月、5月、8月、11月の各末日及び元本返済期限（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。変動金利の借入れについて、利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、短期借入金及び長期借入金のうち平成31年2月18日を返済期限とするものについては、直前の利払日（但し、初回は借入実行日とします。）の2営業日前における午前11時（東京時間、以下同じです。）又は午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)のうち、利息計算期間に対応する月数の利率とします。但し、当該期間に対応するレートが存在しない場合には、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となり

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

ます。なお、初回の利息計算期間に対応する基準金利は 0.08884%です。基準金利である一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の日本円 TIBOR の変動については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp>) でご確認下さい。

- (注7) 金利スワップ契約により支払金利を固定化しております。詳細につきましては、後記「Ⅱ. 金利スワップの設定」をご参照下さい。
- (注8) 返済期限は、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。
- (注9) 上記借入れの実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、元本の一部又は全部を期限前返済することができます。また、一定の場合に強制的期限前返済がなされることがあります。

2. 本借入れの理由

平成 28 年 1 月 7 日に提出した有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定していた不動産信託受益権 8 物件 (取得価格の合計 161,440 百万円) (以下「取得資産」といいます。)(注) の取得資金及び関連費用の一部に充当するためです。

- (注) 本日付で本投資法人はすべての物件を取得しております。物件取得の詳細につきましては、本投資法人が本日付で公表しております「資産の取得完了に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

合計 68,038,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

取得資産の取得資金及び関連費用の一部に充当します。

(3) 支出予定時期

平成 28 年 2 月 17 日

4. 本借入れ後の有利子負債の状況

(単位：百万円)

| | 本件実行前 | 本件実行後 | 増減 |
|---------------|-------|--------|--------|
| 短期借入金 (注) | — | 12,758 | 12,758 |
| 長期借入金 (注) | — | 55,280 | 55,280 |
| 借入金合計 | — | 68,038 | 68,038 |
| 投資法人債 | — | — | — |
| 借入金及び投資法人債の合計 | — | 68,038 | 68,038 |
| その他有利子負債 | — | — | — |
| 有利子負債合計 | — | 68,038 | 68,038 |

(注) 短期借入金とは返済期限までの期間が一年以内のものをいい、長期借入金とは返済期限までの期間が一年超のものをいいます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

II. 金利スワップの設定

1. 設定の理由

後記「2. 設定の内容」に記載の平成 28 年 2 月 15 日に締結した個別貸付契約に基づく借入れについて、金利の支払いの固定化を図り、金利変動リスクをヘッジするためです。

2. 設定の内容

<金利スワップ契約を締結した借入れ>

| 区分 | 借入先 | 借入金額 | 利率 | 借入 実行日 | 借入方法 | 返済期限 | 返済方法 | 担保 |
|------------------|--|---------|---------------------------|---------------------|--|---------------------|------------|------------|
| 借 入 れ ① | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする 協調融資団（注1） | 61.2 億円 | 基準金利に 0.30%を加えた 利率 | 平成 28 年 2 月 17 日 | 左記借入先を 貸付人とする 平成 28 年 2 月 15 日付の個別 貸付契約に基 づく借入れ | 平成 33 年 2 月 17 日 | 期限一括 弁済 | 無担保 無保証 |
| 借 入 れ ② | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする 協調融資団（注2） | 92.2 億円 | 基準金利に 0.45%を加えた 利率 | | | 平成 35 年 2 月 17 日 | | |
| 借 入 れ ③ | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする 協調融資団（注2） | 61.9 億円 | 基準金利に 0.50%を加えた 利率 | | | 平成 36 年 2 月 19 日 | | |
| 借 入 れ ④ | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする 協調融資団（注2） | 49.1 億円 | 基準金利に 0.525%を加え た利率 | | | 平成 37 年 2 月 17 日 | | |
| 借 入 れ ⑤ | 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする 協調融資団（注2） | 22.5 億円 | 基準金利に 0.55%を加えた 利率 | | | 平成 38 年 2 月 17 日 | | |

（注 1） 協調融資団は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

及び株式会社福岡銀行より組成されます。

(注2) 協調融資団は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社より組成されます。

(1) 借入れ①に係る金利スワップ契約

| | |
|-------|--|
| ①相手先 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| ②想定元本 | 61.2 億円 |
| ③金利 | 固定支払金利 0.11323% 変動受取金利 全銀協 3ヶ月日本円 TIBOR |
| ④開始日 | 平成 28 年 2 月 17 日 |
| ⑤終了日 | 平成 33 年 2 月 17 日 |
| ⑥利払日 | 利払日は、平成 28 年 2 月 29 日を初回とし、以後毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び終了日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。） |

※ 本金利スワップ契約締結により、借入れ①に係る金利は、実質的に 0.41323%で固定化されます。

(2) 借入れ②に係る金利スワップ契約

| | |
|-------|--|
| ①相手先 | 株式会社みずほ銀行 |
| ②想定元本 | 92.2 億円 |
| ③金利 | 固定支払金利 0.22680% 変動受取金利 全銀協 3ヶ月日本円 TIBOR |
| ④開始日 | 平成 28 年 2 月 17 日 |
| ⑤終了日 | 平成 35 年 2 月 17 日 |
| ⑥利払日 | 利払日は、平成 28 年 2 月 29 日を初回とし、以後毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び終了日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。） |

※ 本金利スワップ契約締結により、借入れ②に係る金利は、実質的に 0.67680%で固定化されます。

(3) 借入れ③に係る金利スワップ契約

| | |
|-------|--|
| ①相手先 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| ②想定元本 | 61.9 億円 |
| ③金利 | 固定支払金利 0.26155% 変動受取金利 全銀協 3ヶ月日本円 TIBOR |
| ④開始日 | 平成 28 年 2 月 17 日 |
| ⑤終了日 | 平成 36 年 2 月 19 日 |
| ⑥利払日 | 利払日は、平成 28 年 2 月 29 日を初回とし、以後毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び終了日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。） |

※ 本金利スワップ契約締結により、借入れ③に係る金利は、実質的に 0.76155%で固定化されます。

(4) 借入れ④に係る金利スワップ契約

| | |
|-------|-----------------|
| ①相手先 | 株式会社みずほ銀行 |
| ②想定元本 | 49.1 億円 |
| ③金利 | 固定支払金利 0.36180% |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

| | |
|------|--|
| | 変動受取金利 全銀協 3ヶ月日本円 TIBOR |
| ④開始日 | 平成 28 年 2 月 17 日 |
| ⑤終了日 | 平成 37 年 2 月 17 日 |
| ⑥利払日 | 利払日は、平成 28 年 2 月 29 日を初回とし、以後毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び終了日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。） |

※ 本金利スワップ契約締結により、借入れ④に係る金利は、実質的に 0.88680%で固定化されます。

(5) 借入れ⑤に係る金利スワップ契約

| | |
|-------|--|
| ①相手先 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| ②想定元本 | 22.5 億円 |
| ③金利 | 固定支払金利 0.38127% 変動受取金利 全銀協 3ヶ月日本円 TIBOR |
| ④開始日 | 平成 28 年 2 月 17 日 |
| ⑤終了日 | 平成 38 年 2 月 17 日 |
| ⑥利払日 | 利払日は、平成 28 年 2 月 29 日を初回とし、以後毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び終了日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。） |

※ 本金利スワップ契約締結により、借入れ⑤に係る金利は、実質的に 0.93127%で固定化されます。

III. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成 28 年 1 月 7 日提出の有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以 上

*本資料の配布先：兜俱樂部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://lasalle-logiport.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れ及び金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。